

ケアプランセンターしおがま翔裕園
契約書別紙（兼重要事項説明書）
〈2025年（令和7年）4月現在〉

当サービスをご利用いただくにあたり、事業所は概況等につき次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 杜の村
法人所在地	宮城県仙台市宮城野区岩切字東河原 352-3
電話番号	022-396-7522
代表者氏名	理事長 神成裕介
設立年月日	平成 11 年 6 月 23 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	ケアプランセンターしおがま翔裕園
事業所の所在地	宮城県塩竈市北浜四丁目 3 番 12 号
電話番号	022-361-5051
事業所の種類 指定年月日	指定居宅介護支援事業所 令和 7 年 4 月 1 日指定
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日
事業所番号	宮城県 0470301193 号
管理者	伊藤 美香
通常の事業の実施地域	塩竈市・多賀城市・利府町・七ヶ浜町・松島町

3. 事業の目的及び運営方針

目的	社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会が開設する塩釜市社協指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業又は、介護予防支援事業並びに第 1 号 予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
方針	事業所の介護支援専門員は、要介護等の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、又適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとします。

※ただし、12月29日から1月3日までと祝日及び国民の休日を除く

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(3) 電話等により、24 時間対応可能な体制を整えております。

5. 職員の配置・職務内容

職 種	配 置 数	主な職務内容
管理者	常勤 1 名	・職員及び業務管理 ・下記介護支援専門員職務
主任介護支援専門員	常勤 3 名	・介護支援専門員の育成、指導 ・ケアプランへの助言、支援 ・下記介護支援専門員職務
介護支援専門員	常勤 2 名	・要介護認定の申請代行 ・ケアプランの作成 ・ケアプラン作成後のサービス 実施状況の把握・評価

6. 提供するサービス内容

○要介護認定の申請に係る援助

利用者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分変更の認定、要支援認定、サービスの種類変更を含む）に係る申請等について、利用者の意思を確認した上で申請の代行等をお手伝いします。

○居宅サービス計画の作成に関する業務

利用者の心身の状況、生活環境、利用者（家族）の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。なお、利用者は計画に位置付けられた介護サービス事業所について、その理由を求めるとか複数の事業所の紹介を求められます。

○サービス実施状況の継続的な把握、評価

居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、利用者からの苦情処理等の便宜の提供を行います。

7. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法廷代理受領サービスである時は、自己負担はありません。（加算等に関しては別紙参照）

8. 苦情の受付等について

当事業所では、利用者からの相談・苦情を 24 時間体制で受け付けしております。

【苦情受付窓口】 電話 022-361-5051 FAX 022-362-7052

【苦情受付担当者】 伊藤 美香 水間 喜代子

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号
塩竈市 福祉子ども未来部高齢福祉課	0 2 2 - 3 6 4 - 1 2 0 4
多賀城市 保険福祉部介護福祉課	0 2 2 - 3 6 8 - 1 1 4 1
利府町 保険福祉課	0 2 2 - 3 5 6 - 1 3 3 4
七ヶ浜町 保健福祉課	0 2 2 - 3 5 7 - 2 1 1 1
松島町 町民福祉課	0 2 2 - 3 5 5 - 0 6 7 7
宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談係	0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0

また、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員への連絡を希望される場合は、社会福祉法人杜の村（022-396-7522）にご連絡ください。

また、第三者評価及び介護サービス情報の公表については下記のとおりです。

第三者評価実施の有無	無し
介護サービス情報の公表	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/ 参照

9. 秘密保持と個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所の従業者である者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者や家族に関する情報は漏らしません。当事業所の従業者でなくなった場合も同様です。
- (2) 当事業所が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

10. 事故発生時の対応について

当事業所が介護支援事業の提供を行う上で、別紙契約書の各条項に違反し又は介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には当事業所はその損害を速やかに賠償する義務を負います。

11. 非常災害発生時の対応について

利用者の居住区域、並びに当事業所設置区域内において、何らかの災害が発生した場合、急遽訪問等を取りやめる場合がございます。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡させていただきます。

12. 虐待防止の対応

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

【虐待防止責任者】 伊藤 美香

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症のまん延防止のための対策を検討する委員会とおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

14. 業務継続計画の策定

当事業所は感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るよう対策を講じています。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 当事業所や従業員への贈り物等のお心遣いをご遠慮ください。

- (2) 従業員への宗教の勧誘、政治活動、営利行為はお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。また、入院が必要になった場合は、情報共有のため、担当介護支援専門員の氏名・連絡先を、病院（診療所）へ伝えていただくようお願いします。
- (4) 利用者・家族から従業員への暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの行為、パワー・セクシャルハラスメント行為は契約書第8条4項に当たる行為とみなし、契約の解約を求めることがあります。
- (5) 当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型居宅介護、福祉用具の利用状況は別紙のとおりです。

年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明しました。

【説明者】 事業所名 ケアプランセンターしおがま翔裕園

氏 名 _____

※ 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項について説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意いたしました。

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 続 柄 _____